

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年11月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000029号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2000004号

## 第1 結論

平成18年3月から同年7月までの請求期間について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月から同年7月まで

請求期間については、A町役場で、平成18年4月頃に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、未加入とされている。全額免除が承認されたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「事業所を退職後、A町役場で、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張している。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求期間は国民年金に未加入の期間となっている上、A町は、「請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったことは確認できない。請求期間に係る請求者の国民年金保険料免除申請書を受け付けたかどうかは、受付処理簿等の資料が残っていないため確認できない。」旨回答していることから、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったとは認められず、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請は、平成18年3月分から同年6月分までの期間と同年7月分について、国民年金保険料の免除申請書をそれぞれ提出しなければならなかったところ、請求者は、「役場でそういう説明を聞いた覚えはあるが、はっきりした記憶はない。説明を聞いたのなら2回提出しに行ったような気がするが、絶対行ったという記憶はない。」旨陳述しており、免除申請の手続について記憶は定かではない。

さらに、請求者のオンライン記録によると、請求者の年金記録が記載された平成20年7月4日作成のねんきん特別便(以下「特別便」という。)について、請求者は

請求期間が未加入の期間となっている年金記録を加入記録に訂正がないとして、平成20年10月31日までに特別便確認はがきを返送し、記録正常と記録されていることが確認できることから、当該特別便確認はがきを返送した時点では、請求期間が未加入の期間であることを認識していたものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料はなく、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。